

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大磯町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関（以下単に「執行機関」という。）が行う同表右欄に掲げる事務
- (2) 別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表中欄に掲げる事務
- (3) 執行機関が行う特定個人番号利用事務
- (4) 別表第2の左欄に掲げる執行機関が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務

第4条第4項中「前2項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民とは別に管理しておく必要がある者をいう。以下同じ。）を一意に特定する住登外者宛名番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

6 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	大磯町障害者の医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

2 町長	大磯町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 町長	大磯町こどもの医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による重度障がい者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年8月29日提出

大磯町長 池田 東一郎